

保 護 者 様

佐倉市 こども支援部長 細井 薫
(公印省略)

令和 8 年度保育施設在園確認の書類提出について（依頼）

日頃より、佐倉市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、保育施設に在園されているお子さまにつきまして、来年度以降、引き続き在園を希望される場合、下記の関係書類の提出をお願いいたします。

記

1. 提出期限	提出方法/期限	受付期間	注意事項
	書面	令和 7 年 9 月 1 日（月） ～令和 7 年 10 月 10 日（金）	・期限までに書類が提出されない場合、来年度も継続して在園することはできません。
	ぴったリサービス (オンライン申請)	令和 7 年 9 月 15 日（月） ～令和 7 年 10 月 5 日（日）	・ぴったリサービスでご提出いただいた際には、その旨を保育施設職員までお伝えください。

2. 提出先 紙提出の場合は配布した書類を封筒に入れ、保育施設へご提出ください。

3. 提出書類 (1) 引き続き在園（転園）を希望する場合

- ①在園児童家庭状況確認票 ②保護者緊急連絡票
③自宅から保育施設への送迎経路 ④在園児（更新）確認票
⑤就労証明書（就労や育児休業等の場合）

以下は該当する場合に必要となります。

- ※⑥診断書・手帳写し（保護者が疾病、看護等の場合）
※⑦母子手帳の写し（第 2 子等の出産予定がある場合）
※⑧離婚前提別居申立書
※⑨保育園等変更(転園)申込書（転園を希望する場合）
※⑩変更届（世帯などの状況に変更がある場合）
※ぴったリサービスでの提出をご希望の方は裏面をご確認ください。

(2) 退園をする場合

退所届（退園届）のみ

- ※退園届提出後、退園の取消はできませんのでご注意ください。
※退園をする場合、ぴったリサービスではご提出いただけません。
紙で退園届を記載の上、封筒に入れて提出してください。

4. その他

- ・提出書類には必ず在園児童の氏名、生年月日、在園保育施設名を記入してください。
- ・市外転出や幼稚園への入園等の理由で、令和 8 年 3 月末までに退園する場合は、保育園等退所届のみ提出してください。(他の書類は提出不要です)

別紙「提出書類一覧」も必ずご参照ください。

【ぴったりサービスについて】

令和5年4月より佐倉市こども保育課では、【ぴったりサービス】において、保育園に関する申請手続きの一部をオンラインにて受け付けております。現在、オンラインにて申請が可能な手続きは、以下のとおりです。また、申請に際しては、下記注意事項をご確認いただき、不備や漏れ等のないよう、ご協力お願いいたします。

1. オンライン申請可能な手続き

- ・ 保育園等利用申込
- ・ 保育施設在園確認の書類提出（更新書類）

2. ご準備いただくもの

- ・ 各手続きの必要書類（データ化したもの）
- ・ マイナンバーカード
- ・ カードリーダーとPC または カードリーダー機能付き携帯電話
- ・ マイナポータルアプリ
- ・ 署名用電子証明書用暗証番号

3. 注意事項

- マイナンバーカード、マイナポータルアプリおよび暗証番号等に関するお問い合わせは、こども保育課ではお答え出来かねます。詳しくは、関係部署へお問い合わせください。
- ぴったりサービスにて申請いただくと、保護者様側での申請の修正・不備書類の追加等がサービス上で行えません。申請の際は、不備等に十分ご注意くださいとともに、誤申請や書類不備等が判明した場合は、こども保育課までご連絡ください。
- こども保育課にて申請内容を確認させていただき、不備や不明な点等あれば、ご連絡させていただきます。
- ぴったりサービスにてご提出いただく場合、提出期間が異なっております。ぴったりサービスの締切日以降はぴったりサービス上で書類をご提出いただくことはできません。不備等があった場合、紙でご提出いただくことになります。

4. ぴったりサービスでの申請に関する詳細

佐倉市のHPに詳細を掲載しております。下記QRコードからアクセスしてください。
※ぴったりサービスの申請フォームにはHPのリンクよりアクセスできます。



【佐倉市HP】

以上

佐倉市役所 こども保育課 入園管理班

TEL 043-484-6245（直通）